

がんばるお店応援キャンペーン 第2弾 よくある質問＜Q&A＞

制度全般	Q1	「消費者還元サービスを実施すること」とあるが、どのようなことを行うことか？
	A1	消費者の方向けに、販売商品の割引や商品に追加でサービス品をつける等の消費者にとってお得な条件で商品の販売を行うことです。 詳細は、当事業ホームページ又は申請要項をご覧ください。
制度全般	Q2	補助対象経費の「消費者還元金額相当に当たる費用」とは？
	A2	・商品の割引販売をした場合の、商品定価と割引後価格との差額の事です。 ・サービス品を追加でつけた場合は、そのサービス品の価格の事です。 詳細は、当事業ホームページ又は申請要項をご覧ください。
制度全般	Q3	補助金申請から消費者還元サービス実施、補助金支給まではどのような流れなのか？
	A3	消費者還元サービスの実施に当たっては、事前の申請が必要です。 サービス実施後の申請では補助金の対象とはなりません。 サービス開始の2週間前までに申請書類を提出いただき、区にて申請内容を確認の上、交付を決定したのちに、サービスを開始してください。 【手続きの流れ】 ①参加申し込み（申請書類の提出） ②参加決定・ポスター等を区から送付・特設サイトにサービス内容掲載 ③消費者還元サービスの実施 ④サービス終了、実績報告書類提出、補助金支給 また、今回は価格が高騰している原材料等の購入経費の補助を併せて実施します。原材料等は令和4年4月1日～10月15日の期間中に購入した経費が対象となります。原材料等を購入した場合は領収書等の写しの提出が必要です。日頃より領収書の管理をしていただくようお願いいたします。その他原材料等購入経費については、Q15以降をご覧ください。 ※原材料等購入経費等のみの補助金申請はできません。消費者還元サービスを実施してる場合のみ補助が受けられます。
補助対象要件	Q4	本社は文京区外にあるが、店舗を文京区内に2つ持っている。対象になるか？
	A4	店舗が文京区内にあれば対象になります。また、要件を満たしていれば、店舗ごとに申請が可能です。（※申請は1店舗1回のみ）

がんばるお店応援キャンペーン 第2弾 よくある質問＜Q&A＞

補助対象要件	Q5	どのような業態の店舗が対象となるのか？
	A5	<p>区内において、小売、飲食、その他生活に必要なサービス等を消費者向けに提供している店舗が対象となります。</p> <p>【対象店舗例】 (小売店舗) 食料品店、お弁当屋、和菓子・洋菓子店、酒屋、衣料品店、本屋、文房具屋、雑貨屋 など (飲食店舗) 飲食店、居酒屋、カフェ、喫茶店 など (生活に必要なサービスを提供する店舗) 理髪店、美容院、クリーニング店 など</p> <p>自店舗が対象となるかご不明の場合は、コールセンターへ問い合わせください。</p>
補助対象要件	Q6	事業者向けの営業・サービスを主に行っている業種も対象となるか？
	A6	<p>消費者向けに商品等を提供している場合は、その商品におけるサービスであれば補助金の対象となります。</p> <p>【活用例】 印刷業で消費者向けにカレンダーの販売や年賀状等の印刷を行っている場合等</p>
補助対象要件	Q7	通販のみの営業形態の場合は対象となるか？
	A7	<p>通販のみの営業形態の場合は対象外です。</p> <p>今回の補助金は、消費者の方に対して行う消費者還元サービスが対象のため、自店舗で対面販売を行っていることが要件となります。</p>
消費者還元サービス	Q8	<p>全ての商品に割引等の消費者還元サービスを行う必要があるか？ また、商品が多く事業計画書に書ききれない場合はどうすればよいか？</p>
	A8	<p>割引等の消費者還元サービスの実施が一部商品のみでも補助対象となります。</p> <p>サービス対象の商品が多く、『事業計画書(別記第2号様式)』に書ききれない場合は、事業計画書を複数枚使用していただくか、別紙として商品一覧をまとめてご提出ください。</p>
消費者還元サービス	Q9	店内全商品を定価の20%引きとしたいが、様式第2号「事業計画書」にはどのように記載すればよいか？
	A9	<p>商品全品●●%オフなど、幅広い商品を割引する場合、「商品を特別価格で提供する場合」に該当しますが、メニュー数が多く記載が難しくなるため、『【記入例】事業計画書(別記第2号様式)【全品割引の場合】』を確認いただき、記載例を参考に記載してください。</p> <p>※各商品の割引額は、1,000円以内までが補助金の対象となります。(全商品20%オフの場合は、定価5,000円までの商品の割引が補助金の対象です。)</p> <p>※実績報告時には、個々の商品の売上実績が分かる書類(個々の商品の価格、売上個数が把握できるもの)の提出が必要となりますので、日ごとの商品の売上管理をしていただくようお願いします。</p>

がんばるお店応援キャンペーン 第2弾 よくある質問＜Q&A＞

消費者還元 サービス	Q10	お客様へのクーポン券の配布やポイントの付加も対象になるか？
	A10	今回の補助金は、消費者にその場で即還元されるサービスを対象としますので、クーポン券やポイントの付加については対象となりません。
消費者還元 サービス	Q11	消費者還元サービスを消費者に対してどのように周知すればよいか？
	A11	参加決定店舗宛てに、区から店舗掲示用のポスターを送付します。このポスターに店舗のサービス内容・期間等を記入し、必ず店舗に掲示してください。
消費者還元 サービス	Q12	サービスの対象者はワクチン接種済みである必要があるか？また、「ワクチン接種済証」や「ワクチンパスポート」の提示は必要か？
	A12	ワクチン接種の有無にかかわらず対象となります。「ワクチン接種済証」や「ワクチンパスポート」の提示は必要ありません。
消費者還元 サービス	Q13	消費者還元サービスの実施期間は自由に設定できるか？
	A13	消費者還元サービスは、令和4年8月15日から10月15日までの期間中であれば、自由に期間を設定し、実施してください。
消費者還元 サービス	Q14	事業参加決定後に、サービス内容・サービス期間を変更してもよいか？また、売上額が補助金上限の15万円に達したためサービスを急遽終了することは可能か。
	A14	可能です。参加決定後にサービス内容・実施期間を変更する場合、又は予定より早くサービスを終了する場合は、必ず事前にコールセンターへお知らせください。「文京ソコヂカラ」の掲載情報を事務局で修正します。店舗掲示用ポスター等の記載内容修正は各店舗様にてお願いします。
原材料費等 の補助	Q15	高騰している原材料費等購入経費の補助とはなにか？値上がりしていることの証明が必要なのか？
	A15	令和4年4月1日から10月15日の期間に店舗の営業活動に当たって購入した経費であれば、価格が高騰しているとみなし、その経費の10分の1の額（上限10万円）が補助対象となります。 経費の領収書等の写しの提出が必要ですが、 個別の価格が高騰していることの証明は必要ありません。 〈例1〉メニュー用として、玉ねぎ等の野菜類、小麦粉等の穀類、食用油等の価格が高騰している食材を20万円分購入 →20万円の10分の1となる2万円が補助金額となります。 〈例2〉販売商品として、価格が高騰している品を50万円分仕入れ →50万円の10分の1となる5万円が補助金額となります。 〈例3〉店舗の電気代、ガス代として4月から9月の期間で100万円を支払い →100万円の10分の1となる10万円が補助金額となります。 詳細は、当事業ホームページ又は申請要項をご覧ください。

がんばるお店応援キャンペーン 第2弾 よくある質問＜Q&A＞

原材料費等の補助	Q16	どのような経費が補助対象となるのか。
	A16	<p>価格高騰が顕著となった、令和4年4月1日から10月15日までに購入した経費であれば、補助対象となります。</p> <p>【品目例】</p> <p>①原材料購入費：食材・飲食料品、販売商品の仕入費 等</p> <p>②光熱費：店舗で使用した電気代、ガス代、その他エネルギー購入費 等 <u>（※水道料金は価格高騰が確認できないため対象外です。）</u></p> <p>③その他必要な経費：営業に必要な消耗品、商品仕入れに係る送料 等</p> <p>※備品・設備等の購入費、人件費・家賃等の固定費は補助対象となりません。 ※本事業以外の制度で補助を受ける見込みのある経費は補助対象となりません。</p>
原材料費等の補助	Q17	消費者還元サービスは実施していないが、原材料費のみを申請できるか？
	A17	原材料費等購入経費を申請できるのは、消費者還元サービスを実施した店舗に限ります。原材料費等購入経費のみの申請はできません。
原材料費等の補助	Q18	原材料費等購入経費の証明書類は何を提出すればよいか？
	A18	<p>領収書・レシート等の購入経費が確認できる書類の写しを提出してください。</p> <p>領収書等の写しは、①原材料購入費（商品仕入費）②光熱費③その他必要な経費に分けてそれぞれの区分ごとの表紙（区 HP よりダウンロード可）に束ねて提出してください。</p> <p>※購入品目の内訳が分かるレシート等がある場合は、併せてレシートの写しも提出してください。</p> <p>※口座引き落とし等で領収書がない場合は、請求書、納品書などの購入金額・購入品目が分かる書類と、それと紐づけができる通帳の該当ページの写しをそれぞれ提出してください。</p>
原材料費等の補助	Q19	領収書等は原本の提出が必要か？
	A19	領収書等は原本ではなく、写し（コピー）を提出してください。領収書の枚数が多い場合も、ご面倒ですが複数枚をまとめていただいた写しをご提出いただくようご協力をお願いいたします。
原材料費等の補助	Q20	令和4年4月1日から10月15日の期間中の購入経費が対象になるとのことだが、領収書等の写しはいつ提出すればよいのか？
	A20	<p>①補助金申請時点で既に原材料等を購入している場合 →補助金申請書類と一緒に領収書等の写しを提出してください。申請後に購入した経費分については、下記②又は③の時点で追加提出してください。</p> <p>②補助金実績報告より前に補助上限の10万円（購入費ベースで100万円）分を購入した場合 →補助上限を超えた時点で随時領収書等の写しのみを提出してください。</p> <p>③購入経費が少額の場合等 →補助金実績報告書類と一緒に領収書等の写しを提出してください。</p> <p>※原材料等購入経費分の補助金は、消費者還元サービス実施後、実績報告をご提出いただいたあとにサービス実施分の補助金と合わせて支給しますが、事前に領収書等の写しをご提出いただくと、実績報告から支給までのお時間が短くできる場合があるので、事前提出のご協力をお願いいたします。</p>

がんばるお店応援キャンペーン 第2弾 よくある質問＜Q&A＞

原材料費等の補助	Q21	原材料等を通販サイトで購入し、クレジット決済のため領収書がない。何の書類を提出すればよいか？
	A21	注文商品、金額、決済完了日（又は注文確定日）がわかる画面をコピーし、提出してください。
その他	Q22	申請書類を紙でもらいたいが、郵送してもらえるか？
	A22	申請書類をご希望の方は、郵送で希望の住所へお送りしますので、コールセンターへお電話ください。